

Weekly コラム

平成 29 年 3 月 7 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

65 歳以上も雇用保険の適用者に

◆ 雇用保険の適用拡大

平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の「高年齢被保険者」として 65 歳以上の方も適用の対象となりました。今までも高年齢被保険者として 65 歳に達する前から雇用され、65 歳に達した日以後も引き続き雇用されていた方は適用されていました。今回の改正は 65 歳以上で新たに雇用された場合でも被保険者となり、次の様な方が対象になります。

- ①平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合
- ②平成 28 年 12 月までに 65 歳以上の人を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合。この場合は平成 29 年 1 月 1 日が適用日になります。
- ③平成 28 年 12 月末時点で高年齢被保険者である人(65 歳未満で雇用され継続勤務している人)は改めて手続は必要ありません。

①と②の対象者は雇用保険被保険者資格取得届をハローワークへ提出します。

◆ 雇用保険の加入対象とは

- ①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、雇用期間が 31 日以上の見込みである
- ②被保険者になった日の属する月の翌月 10 日までに資格取得届を提出しますが、平成 28 年 12 月末以前より雇用していた人が被保険者となる場合は、平成 29 年 3 月 31 日までに取得届を提出すればよい

事となっています。事業主が労働者の希望により加入の有無を決めるものではありません。要件に該当すれば当然被保険者になりますのでご注意ください。

◆ 雇用保険料について

65 歳以上の方の保険料は徴収するのでしょうか。平成 31 年度分までは徴収しない事となっています。労働保険料の申告書には保険料額は記載しますが、本人からの徴収も保険料の支払いも発生しません。

また、65 歳以上の方も各給付金の対象となりますので、退職をした時は「高年齢求職者給付金」を受け取ることができます。退職後に住居を管轄するハローワークで求職の申し込みをし、受給資格決定を受ける必要があります。被保険者期間が 1 年以上あれば基本手当日額の 50 日分、1 年未満の場合は 30 日分が一時金として受けられます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。